

民生委員・児童委員は住民の方々が安全・安心に暮らしていくために、ふれあいネットワークづくり運動を推進しています。

基本姿勢

◎社会奉仕の精神

社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。

◎基本的人権の尊重

民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが、とくに重要です。
人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取扱いはしません。

◎政党・政治的目的への地位利用の禁止

職務上の地位を政党または政治的目的のために利用してはなりません。

基本的性格

◎自主性

常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。

◎奉仕性

誠意をもち、地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。

◎地域性

一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行います。

活動の原則

◎住民性の原則

自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。

◎継続性の原則

福祉問題の解決は時間をかけて行う必要があります。民生委員・児童委員の交替が行われた場合でも、その活動は引き継がれ、常に継続した対応を行います。

◎包括・総合性の原則

個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行います。

みなさんの秘密は守ります

わたくしち民生委員・児童委員には守秘義務があります。みなさんの相談内容や個人情報、プライバシーに関すること等、秘密は厳守いたしますので、安心してご相談ください。

【民生委員法第15条】

民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的に行わなければならない。

私はあなたのまちの民生委員 児童委員（主任児童委員）です。

氏名

連絡先

民生委員・児童委員のしごと

住み慣れた地域で 誰もが 安心して 心豊かに 暮らし続けることができる 地域づくり



■民生委員・児童委員とは

民生委員は民生委員法に定められた委員で、児童委員は児童福祉法によって民生委員が兼ねることになっています。

民生委員は、「社会福祉の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定され、厚生労働大臣により委嘱されています。

地域において悩みごとや困りごと等、さまざまな問題を抱えている方々に対して、常に相手の立場に立って相談に応じ、問題解決の支援をしています。

また、子どもたちが健やかに育つことができるような環境をつくるため、学校、幼稚（保育）園、児童相談所や子育て支援センター等の児童関係機関と連携して活動しています。

■主任児童委員とは

主任児童委員は児童福祉法に基づき民生委員・児童委員の中から選出され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員で、市・町・児童相談所等の関係機関や他の民生委員・児童委員と連携を図りながら活動します。

子どもたちが次世代の担い手として、個性豊かに、かつ、たくましく、そして何より安全に安心して育っていけるような地域になるように、相談や支援活動を進めています。



山口県民生委員児童委員協議会
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

民生委員・児童委員は地域の相談役です。

～気軽に声をかけてください～



在宅福祉

在宅介護・介助に関すること。
各種福祉サービスの利用、
施設入所、療育手帳の
交付等に関すること。



介護保険

介護保険サービス、要介護認定、
保険料、利用料等に
関すること。



健康・保健医療

心や体の病気、障がいや
成人病予防等、健康・保健
医療に関すること。



家族関係

親子関係、家族内の問題、結婚、
離婚、相続や近隣関係、DV、
ひきこもり等に
関すること。



生活費

生活保護の手続き、
生活に必要な経費の借入、
各種生活援助資金等に
関すること。



年金・保険

年金・保険の問題、
児童、障がい者、高齢者等の
各種福祉手当等に
関すること。



子育て

母子保健、育児支援、
子どもの教育や進学、
不登校やいじめの問題、
学校生活、子ども会
に関すること。



住居

入居、立退き、借家、家賃、
家屋の補修・改造、宅地等に
関すること。



生活環境

公園、通学路や危険箇所の
点検、ごみ等環境衛生に
関すること。

民生委員・児童委員はいつもあなたのそばにいます。

わたしたち民生委員・児童委員は、

民生委員法並びに児童福祉法により国から委嘱を受けています。

「住み慣れた地域で誰もが安心して豊かに暮らしつづけることができるまちづくり」

のために様々な活動や暮らしに関する困りごと等の相談を受けています。



1

社会調査のはたらき

普段、地域の皆さんが抱えて
いる福祉に関する困りごとや
望んでいることは何か、
常に皆さんの声に
耳を傾けています。

2

相談のはたらき

皆さんの悩みごとや心配
ごとについての相談を
お受けし、一緒に考え
解決のお手伝いを
します。

7

意見具申のはたらき

住み慣れた地域で誰もが安心
して豊かに暮らしつづけるこ
とができるまちづくりのために、
皆さんの声を関係行政機関
に届けます。

民生委員 児童委員の 7つのはたらき

6

生活支援のはたらき

皆さんと一緒にボランティア
や見守り活動を行い、
お互いが助け合う体制を
つくっていきます。

3

情報提供のはたらき

社会福祉の制度や
様々な福祉サービスの内容や
利用方法について
ご紹介します。

5

調整のはたらき

皆さんの要望にあった福祉
サービスが利用できるように
関係する機関と調整し、支援
していきます。

4

連絡通報のはたらき

皆さんが望む福祉サービスが得
られるよう、また困りごとや心
配ごとを解決するために関係行
政機関や施設、団体とのパイプ
の役割を務めます。

民生委員
児童委員
のマーク



民生委員・児童委員のマークは、幸せの芽生えである四葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の字と、児童委員をしめす双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどったものを中心にあしらい、愛情と奉仕をあらわしています。